

# 令和元年9月第3回室戸市議会定例会会議録（第3号）

1. 日 時 令和元年9月10日（火）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 河本 竜 二	2番 竹 中 真智子	3番 田 淵 信 量
4番 竹 中 多津美	5番 亀 井 賢 夫	6番 小 椋 利 廣
7番 脇 本 健 樹	8番 久 保 八太雄	9番 濱 口 太 作
10番 山 本 賢 誓	11番 町 田 又 一	12番 堺 喜久美

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	長 崎 潤 子
事務局次長兼班長	谷 村 直 人
議事班 主任	村 田 茉 莉
議事班 主事	中 島 健 太

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	植 田 壯一郎	副 市 長	久 保 寛 人
総務課長併選挙管理委員会事務局長	黒 岩 道 宏	企画財政課長	山 本 康 二
財産管理課長	西 村 城 人	税 務 課 長	西 岡 佳 久
市民課 長	上 松 富士樹	保健介護課長	辻 さおり
地域医療対策課長	松 下 善 徳	人権啓発課長	寺 岡 弥 生
産業振興課長併農業委員会事務局長	中 屋 秀 志	建設土木課長	岡 本 秀 彦
観光ジオパーク推進課長	和 田 庫 治	債権管理課長	山 崎 桂
防災対策課長	大 西 亨	会計管理者兼会計課長	濱 田 亮 士
福祉事務所長	小 松 達 也	教 育 長	百 田 貴 昌
教育次長兼学校保育課長	武 井 知 香	生涯学習課長	宮 脇 誠
水道局 長	森 岡 光	消 防 長	藤 本 昇
監査委員事務局長	中 岡 佳 子		

7. 議事日程

日程第1 一般質問

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（堺 喜久美君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。長崎議会事務局長。

○議会事務局長（長崎潤子君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（堺 喜久美君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。竹中真智子議員。

○2番（竹中真智子君） 2番竹中真智子。一般質問をさせていただきます前に、項目7、代替バス運行についてとありますが、バス運行についてに訂正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に沿って市民を代表して一般質問をさせていただきます。

1、室戸高校入学祝い金について。

本年度室戸高校に入学を果たした学生に対して入学祝い金として市より7万円の給付がありました。同じ年に生まれ、小学校、中学校と教育を受け、高校へと進学のときを迎え、志望校を絞り込む際に、地元の高校に行きたいけれども、自分が目指す専門の科がなく、仕方なく他の高校への進路を選択したただそれだけの理由なのに、室戸高校に進学をすれば無条件に7万円がもらえて、そうでない今春他の高校へ入学した学生には祝い金が支給されない。よその高校に進学をした学生がいろんな専門のわざや知識や資格を持ってまたこの室戸に戻り、次の世代の室戸を背負ってくれる可能性を大いに持ったこの学生さんに今回室戸市が行ったことは、行政がつくった行政差別です。

たとえ2万円でも3万円でも支給することはできないものかと思い、お聞きをいたします。来年度以降はどのようになさるおつもりなのか、できるだけ高校に入学する全員に支給されるように対応をお願いしたいと思い、お聞きをいたします。

2、保育所の給食について。

(1)完全給食について。

公立の保育園・保育所の給食は、以前より御飯またはパンなどの主食を持参して、副食は保育園や保育所から出されたものを食べてきました。この流れが割と長く、何十年も続いておりますが、現在ゼロ歳児から2歳児までは完全給食が実施をされております。年少の3歳児、年中の4歳児、年長の5歳児の子供たちが御飯だけ、パンを持参する子もいるそうですが、主食を持って登園をしております。

小・中学校を見てみますと、室戸中部給食センターの稼働で、この2学期からは小・中学校は完全給食となっております。お子様は地域の宝、未来を担うこの子供たちにも完全給食の実施を求めるものです。

なぜこれまでにできなかったのか、またいつまでにできるのか、答弁を求めます。

### 3、室戸岬診療所について。

#### (1)レントゲンの設置について。

室戸岬診療所は、最近利用者も増加をしまして、よく利用される方のお声を聞きますと、喜びの声が聞こえてまいります。でも、何とかありませんかと、実はレントゲンの設置をと訴えております。これは何人もの方から寄せられたお声です。ぜひ早期の実現に取り組み、いつまでに設置ができるのか、答弁を求めます。

### 4、環境対策について。

室戸市には平成8年より室戸市環境基本条例が施行されております。今世界的にも問題になっておりますプラスチック系のごみやビニール系の袋などのごみで、最近鼻にストローが入り込んだウミガメやジュゴンの赤ちゃんのおなかから海中に浮遊しているそういったプラスチック系のごみやビニール系の袋などを食べ、それが原因で捕食ができず衰弱死する映像がテレビでも流されたり、また室戸市でも回遊する青魚類に影響が及んでいると耳にします。

量販店や一般の飲食店、また市民にはどのような指導が行われているのでしょうか。全ての命は海から生まれ出てきたと言われるほど大切な場です。海洋汚染が進めば人間は生きていけないと言われます。

企業の中には、商品を買った際に入れる袋をビニール系の袋から紙製の袋に変えたり、ストローを紙製に変更したりとかしているところもあると聞いております。いそ焼け対策やオゾン層対策もどう取り組みをされているのかお聞きをします。

漁民の水産対策は手薄ではないのかと感じるところもありますので、それをまた次の議会に質問をさせていただくことといたします。

室戸市は、海に面した地形に海で生計を立てる人たちもたくさんおります。指導はどのようなことが行われているのでしょうか、お聞きをいたします。

### 5、女性活躍推進法について。

#### (1)室戸市の雇用のあり方について。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律で、女性活躍推進法が平成27年8月国会で成立をいたしました。働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、平成27年から平成38年までの時限立法であります。女性の地位が上がらない限りは平和な生活もできないし、女性差別も解消されない。いまだに厳しい女性差別が現存をしております。女性の差別についてどのような取り組みをしておられるのかお聞きをします。

室戸市の模範となります市役所の男女の雇用のあり方をお聞きします。

市役所には250名余りの方が働いているようですが、議員であれば知っておかなければならないと思いますが、自分は新人で勉強不足でまだまだ知らないことがたくさんあります。まず、職員の人数から教えてください。

次に、男女の雇用比率はどうなっているのかお聞きします。

雇用されている男性職員と女性職員の人数にもよりますが、所得はどのようになっているのかお聞きします。

また、室戸市内の事業所や企業の職員の男女の賃金差はどうなっているのでしょうか、答弁を求めます。

6、市民館について。

(1)館長配置について。

市民館に配属をされた職員について、左遷をされたとか、島流しに遭ったとか、職員の中でそのようなことが言われると聞こえてまいります。それは職員自体の教育がなされていない、それが職員のものになっていないということではないかと思われまます。もっともっと職員研修をして教育、指導が行われなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

室戸市の出先機関として羽根、吉良川、行当、大谷、菜生、佐喜浜と市民館が設置をされておりますが、そこに配置をされております館長さんについてお聞きします。

羽根と佐喜浜はそれぞれ館長が配置をされております。吉良川と行当、大谷と菜生は2つの館を1人の館長が受け持っているのが現状です。市民館運営の補助金はもらい、その反面、館長は置かず、やっていることはこれでいいのでしょうか。補助金の的確な使い方がされているのか不安に思いますので、答弁を求めます。

7、バス運行について。

(1)運賃などについて。

室戸市と東洋町が補助金を出した小型のバスが運行されるようですが、都呂の東部交通営業所から菜生、市役所前から室戸小学校前を通り、ぴあ医院の前からやすらぎの入り口前を通り、室戸高校前から三津坂トンネルを経由して室戸ジオパークセンター、そして椎名、佐喜浜、野根、甲浦へと、その逆のコースで今までの大型バスではなく座席数16名ほどの小さいタイプのバスで10月より運行が始まるようですが、多田写真館の周辺からジオパークセンターまでの間は、室戸で生活をしていますと日ごろの生活からは切り離せない店舗や施設がたくさんあります。オーシャン、その周辺の商店、市役所、郵便局、小学校、量販店、コンビニ、ドラッグストア、やすらぎ、ホームセンター、体育館、葬祭場、消防署、老人保健施設や介護施設や病院、高校、そして保育園、ジオパークセンターと、室戸の大切な施設のほとんどがこの小さいタイプのバスの運行沿線にあります。

そこで、植田市長にお聞きします。

植田市長は、市長選挙の公約の一つに、室戸市内にぐるりんバスを走らせると声高らかに言われておりましたが、多くの観衆の中には、バスが走ればそりゃいいこと。この人が当選したらすぐにバスが走る。そんな思いで投票された方がたくさんおられ、実現の日をきょうかあすかと待ち望んでいるという言葉は何人もの高齢者からお聞きをいたしました。

そこで、室戸ジオパーク線は、市民サービスの一環として市内格安運賃にしてぐるりんバス運行につなげていく試作編として、利用者には割引券の配付など手法をいろいろと考えていただき、ワンコインぐらいの気軽に利用できる料金でこの路線バスに乗降ができれば、年金暮らしの高齢者や最近よく耳にします自動車運転免許を返納された方や通院の人や買い物客、高校生など、バス運賃が低額に抑えたら利用者はふえると考えます。植田市長の公約実現に向けて、その足がかりとしてぜひ検討していただき、実現に向けての期待をしておりますので、できるのか、どうしてできないのか、答弁を求めます。

また、今回議員説明会の会議の冒頭で、市民の方に聞かれたときに、議員さんが返事ができなかつたら困りますので、説明会を開くことにしましたと植田市長はおっしゃいました。おかしいのではありませんか。予算が伴うことなのに、議会議員が知る前になぜ一般市民が知るのですか。情報管理ができていないということになります。情報管理は大丈夫なのでしょうか。それは議会軽視ではないのですか、答弁を求めます。

8、広域事業について。

(1) DMV車について。

広域事業であるDMV車のことについてお伺いをいたします。

室戸市は、これまでDMV広域事業について運動してきたと思っておりますが、この事業への参加はしていないのでしょうか。室戸市への運行のための話し合いの場へは参加はしていないのでしょうか。

デュアル・モード・ビークルという名前ですが、DMVと呼ばさせていただきます。この乗り物は、鉄道の線路と自動車の走る道路を1台の乗り物で二通りの走り方のできる車両です。JR北海道が開発したもので、マイクロバスとトラックを合体させたような車体ですが、線路上と道路上を走り、営業運転されますと世界で初めての乗り物で、日本はもとより世界からも注目を浴び、また全国にたくさんおられる鉄道マニアの人たちやバスマニアの人たちが絶対乗りたくなる世界で初めてのDMV車両は、観光客を引きつける、魅了する乗り物で、四国の地図の右下に位置している自治体が参加をしてその事業が進められております。

現在広域事業に参加をしているのは2県にまたがり、徳島県の牟岐町、美波町、海陽町と高知県の東洋町の全部で4つの町です。この4町が発注した車両3台は、既に完成をしております。2020年東京オリンピックの年に営業運転を開始する予定で、今は事業に参加している町の駅から道路へ出るための道を工事しているようです。

この事業には徳島県と高知県も参加をしております。植田市長、この9月議会では、安芸甲

浦線のバスの件が話し合われるよい機会でございます。徳島方面から室戸岬、安芸方面へと向かう観光客も、この事業が始まればふえることが想定をされます。室戸市には観光客に体感していただける超一級の室戸ならではのものがたくさんあります。サーファーが年中絶えない尾崎海岸、ユネスコ認定をいただいた室戸世界ジオパークはもとより、日本一の海上光達距離を誇る室戸岬灯台や、四国霊場24番最御崎寺、25番津照寺、26番金剛頂寺、中でも空海が初代住職を務めたお寺は全国でもここ26番だけで、室戸は空海が悟りを開いたところです。イルカと一緒に遊べるドルフィンセンターや廃校水族館はもちろん、また海洋深層水の温浴施設のシレスト、その海洋深層水や室戸でとれる海の幸、山の幸は、ジオの恵みを受けて他の産地のものよりも格段の味です。それを調理するときには、日本3大産地の室戸産の備長炭と海洋深層水の塩、次々に室戸の産物が出てきます。

そして、大海原、水平線、満天の星空や澄み切ったこのおいしい空気、台風のときの荒れた室戸の海、海や山の風景、これはやっぱり室戸へ訪ねてもらってこそ味わっていただけるものなのです。

植田市長、営業運転をすれば世界初となるDMV車に試乗されましたか。この車両が室戸に乗り込んできたら、マスコミによって室戸は注目を集め、PR効果は絶大です。この広域事業を静観するのではなく、声を上げ、ぜひ行動を起こすべきだと思いますが、いかがでしょうか。それとも参加できない何かがあるのでしょうか、答弁を求めます。

以上、竹中真智子、1回目の質問を終わります。

○議長（堺 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 竹中真智子議員にお答えをいたします。

まず、大きな6点目の市民館についての(1)館長配置についてであります。

まず、職員研修についてであります。全体の奉仕者としての高い使命感と倫理観を持った職員を育成するためには、効果的な研修の実践により、その資質、能力の向上を図ることが重要であると考えておきまして、人材育成の観点も踏まえ、人権問題を初めとするさまざまな職員研修を実施しているところであります。

人権に関する研修の具体的な取り組みとしましては、7月の部落差別をなくする運動強調旬間における市や県主催の記念講演会への出席、室戸市人権問題啓発推進講座等の全職員を対象とした職員研修の開催をしているところであります。

また、新採職員や5年目、10年目の職員、あるいは新たに役職に昇任した職員に対し受講を義務づけているこうち人づくり広域連合が実施する階層別研修では、さまざまな人権問題に対する現状や課題などについて認識を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけることによって人権問題を的確に捉える能力や感性を高めることを目的とした人権研修が必須科目とされているところであります。

今後につきましても、引き続き職員研修内容の充実による人材育成の強化に取り組んでまい

ります。

次に、市民館運営に係る補助金についてであります。

本来市民館には、兼任でなく、1館に1人専任の館長を置くことが原則であります。館長が他の市民館と兼任する場合についても、本市の場合、兼任している館同士の距離が遠くないこと等から、高知県が国と協議の上、高知県隣保館運営支援事業費補助金の対象として認めていただいているものでありまして、問題のないものと認識をしております。

次に、大きな7点目の代替バス運行についての(1)運賃等についてであります。

高知東部交通の運行する路線バスの運賃につきましては、国・県、市町村、交通事業者及び住民代表により構成をされております高知県地域交通協議会東部ブロック会において決定をされてありまして、議員御提案の割引支援につきましては、市独自で取り組む形になるものと考えています。

まず、高校生への運賃支援につきましては、現在室戸高校の振興発展の支援策を検討しております室戸高校魅力化の会において、室戸高校生を対象としたバス通学生の負担軽減策について議論をしているところであります。

また、高齢者や免許返納者及び買い物や通院にお困りの方々への路線バスの運賃支援につきましては、今年度から令和2年度にかけて地域公共交通網形成計画を策定する過程において、コミュニティバスの導入も含め、既存の路線バスの利便性の向上や利用促進等、幅広く検討を行う中で、しっかり議論していきたいと考えております。

そして、今後の住民の移手段の確保対策につきましては、前段の議員にもお答えをしましたが、地域の現状や住民ニーズに沿った利便性の高い交通体系の構築に取り組んでまいります。

次に、議員説明会における冒頭の挨拶についてであります。

議員御指摘の議会軽視ではないかとのことにつきましては、私は全く議会軽視だとは考えておりません。

また、おかしい対応だとも受けとめておりません。

私は市長として市議会議員の皆様に市の重要政策と一定の方向性がまとまった時点において議員説明会等の機会をいただき市民説明会等を開催する前に御説明をさせていただくことは当然であると考えてありまして、こうしたことはごく普通で一般的な対応であると認識をしております。

また、議員が知る前になぜ一般市民が知っているのかとの御指摘ですが、さまざまな政策があり、その市民のお話になられる情報の内容や濃淡もあるかと思われませんが、市長の立場で議会可決もされていない事業を可決されたかのように市民に説明することはあり得ませんし、職員間でもあり得ないことだと認識をしております。

次に、大きな8点目の広域事業についての(1)DMV車についてであります。

阿佐東線におけるDMV導入につきましては、徳島県、高知県及び阿佐東線の沿線市町村である海陽町、美波町、牟岐町及び東洋町などにより平成28年度に阿佐東線DMV導入協議会を立ち上げて、令和2年度の運行開始に向けて準備を進めているものであります。

DMVの当面の運行につきましては、鉄道として阿波海南駅から甲浦駅を運行区間として、バスモードとしましてはまず阿佐東線の駅周辺の周遊観光及びイベント利用などの観光用途で運用を開始するとお聞きをしております。

DMVバスモードの室戸への延伸につきましては、私自身も以前より強く関心を抱いており、平成23年度にDMVが室戸岬まで試験運行した際にも試乗しましたが、観光資源として起爆剤になり得ると感じるとともに、県議在職中、県議会の一般質問においてDMVを活用した甲浦と奈半利駅を結ぶ循環鉄道構想を提案した経過もありまして、その思いは今なお持ち続けているところであります。

また、高知県東部広域地域公共交通網形成計画におきましても、DMVのバスモードの運行ルートや利活用方法について、交通網の充実に活用すると位置づけられており、DMVの利用拡大については、高知県東部の広域的な課題であると考えております。

このような状況の中、DMVバスモードの室戸への延伸につきまして、現在高知県や徳島県の担当者等との協議の場をつくっていただけるとお話を聞いておりますので、その中でどのような形で取り組みに参加すべきかを検討してまいります。

私からは以上であります。副市長、教育長及び関係課長から補足答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（塚 喜久美君） 百田教育長。

○教育長（百田貴昌君） 竹中議員に、大きな1点目、室戸高校入学祝い金についてお答えをいたします。

室戸高校入学祝い金につきましては、本市唯一の高等学校である室戸高校の魅力化の推進施策として、室戸高校魅力化の会において提案され、本年度より室戸市在住の入学生に対し7万円の入学祝い金を支給しております。

この入学金を初めとする室戸高校に対する支援の目的といたしましては、1点目は、室戸高校の魅力化を推進し、入学生を確保することにより、現在の総合学科3系列の維持及び今後の室戸高校の存続につなげること。2点目として、室戸高校生による地域貢献活動や地域連携教育活動を通じて室戸市のPRや地域の活性化を目指すこと。3点目として、室戸市内の子供たちが住みなれた地域で安心して高等学校教育を受けることができる環境を守ること。これらの目的のために、県立高校ではありますけれども室戸市にとってはなくてはならない地域に根差した高校でありますので、支援を行っているものです。

このことから、室戸高校入学祝い金については、高校等に就学する際に広く全員に支給する祝い金とは一線を画するものであると認識しておりますので、来年度におきましても対象者は



室戸高校入学生のみにはいたしたいと考えております。

現在室戸市には高校入学者全員に支給する入学祝い金はありませんけれども、全ての子供たちに対する就学支援として室戸市奨学資金制度を設けております。

また、平成30年度には室戸市若者定住就業促進にかかわる奨学資金返還支援制度を制定し、竹中議員の言われます市外へ進学した学生も含め、若者の室戸市での定住や就労促進を図るため、室戸市の修学資金を返還されている方の中で、室戸市に居住し、就労している方に対して返還額の8割を交付することとしております。

この制度により、室戸市の子供たちが高等学校も含め、自分の進みたい道へ進むために、またふるさと室戸へ帰ってくるという選択の一助になっているものと考えているところでございます。

次に、来年度以降はどのように対応するのかとの御質問ですが、前段の議員にも市長からお答えいたしましたように、室戸高校への支援は引き続き行ってまいります。

高知県教育委員会が策定しました県立高等学校再編振興計画後期実施計画では、室戸高校は統合等の対象にはなりませんでしたが、しかし、平成30年度から3年連続して入学生が40人に満たない状況で、将来的にも生徒数の確保が困難と想定される場合は、単位制普通科への改編を検討することとされております。総合学科から単位制普通科になると、大きく変わるところとしては、総合学科だからこそできる地域連携の授業などの時間が少なくなり、室戸学の授業の実施が困難になります。そして、生徒の減少に歯どめがかからなければ、次の再編計画で統廃合の対象として検討される可能性があるというのが室戸高校の現状であります。

室戸高校の入学生徒数は、平成30年度は20名、本年度令和元年度は34名と、40名に届かない状態であります。

室戸高校のほうでも県外からの教育移住に向けていろいろな移住フェアに参加し、入学生の確保に努力されておりますので、室戸市といたしましても引き続き支援を行ってまいります。

その他、子供たち全員に対する支援といたしまして、本年10月1日から始まる幼児教育・保育の無償化に伴い実施する副食費の支援や子供たちの命を守るための支援として、来年度から自転車ヘルメット購入費用の一部を補助する制度を予定しているところでございます。

今後におきましても、室戸市の子供たちに必要な支援を届け、多様な体験の機会を設けることなどにより、本市の目指すふるさとを愛し、心豊かでたくましく生きる力を育む教育に努めてまいります。

次に、2点目の保育所についての(1)完全給食についてであります。

現在室戸市の保育所では、3歳以上の子供たちについては、主食を持参し、おかずのみを提供する副食給食、3歳未満の子供たちについては、主食、副食両方の完全給食を提供しております。

これは、国の定める子供1人当たりの必要な経費を定めた公定価格において、3歳以上の子

供たちは副食費のみが、3歳未満の子供たちは主食費、副食費の両方が含まれていること、また3歳未満の子供たちについては離乳食対応が必要であることなどから、このような給食の形態に現在なっております。

県内では、平成30年度実績で主食持参をしている保育所は、238カ所中188カ所となっておりますが、約8割の保育所では副食のみの提供となっております。

10月1日から始まる幼児教育・保育の無償化に伴いまして、これまで保育料に含まれていた3歳以上の子供たちの副食費が保育料から切り離され、保護者からの実費徴収となることが国から示されましたけれども、室戸市では保護者の負担軽減のために副食費は市が負担することとしております。

乳幼児の支援としましては、本年度はこの副食費無償の取り組みを新たに開始し、また来年度は無償化制度の対象外となっています3歳未満課税世帯の第1子の保育料に焦点を当てて支援策を検討していく予定としております。

完全給食の実施につきまして、その実施状況やニーズ等も考慮しながら子育て支援として総合的に検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 松下地域医療対策課長。

○地域医療対策課長（松下善徳君） 竹中議員に大きな3点目の(1)室戸岬診療所へのレントゲンの設置については、私のほうから答弁をさせていただきます。

室戸岬診療所の医療環境の充実につきましては、患者及び医師からの要望等を踏まえ、昨年には超音波診断装置の導入を、今年度には高齢者や障害のある方が利用しやすいようトイレ改修を行っているところであります。

今回御質問をいただいておりますレントゲンにつきましては、必要な機器であると考えており、これまでも検討を行ってきたところではあります。現在のところレントゲン検査が必要である患者につきましては、県立あき総合病院、むろとびあ医院等への紹介状により対応しているところであります。

診療所規模に導入する一般的なレントゲン装置といたしましては、診断装置及び設置費用で600万円から700万円程度、また維持管理費として保守料が年間50万円程度かかるとお聞きをしております。

また、レントゲン装置の導入に係る財源といたしましては、国民健康保険調整交付金において直営診療施設整備事業に係る交付金があり、一般的なレントゲン装置の導入に際しては、上限330万円の補助があることも確認をしております。

しかしながら、設置については、導入にかかる費用はもとより、導入後の収支予測に対する検討が必要であること、また放射線技師がいないことから、医師が検査を行わなければならない、負担の増が予想されることなど、検討しなければならない課題があります。

今後これらの課題の解決を図るとともに、診療所に来ていただいている各医師に聞き取りを

行い、設置の可否について検討をしております。

○議長（塚 喜久美君） 上松市民課長。

○市民課長（上松富士樹君） 竹中議員にお答えをいたします。

大きな4点目の環境対策についてであります。

プラスチックは我々の生活に利便性と恩恵をもたらす有用な物質であります。その一方で海洋へと流出したプラスチックごみは、地球規模での環境汚染による生態系、生活環境等への悪影響が懸念をされており、本市にとっても重要な問題であると認識をしております。

本市における環境政策については、第2次室戸市環境基本計画に基づき、豊かな自然環境の保全や低炭素社会、循環型社会、自然共生社会といった3つの社会づくりの実現に向けて統合的に取り組みを進めているところです。

この取り組みの中で、本市におけるごみの対策については、ごみの発生を回避するリフューズ、ごみの発生を抑制するリデュース、繰り返し使うリユース、再生利用するリサイクルのいわゆる4Rを進めているところです。

こうした中で、事業者の方には、ごみ収集の依頼申請があった場合には、ごみの収集、分別方法などについて御説明し、ルールを遵守していただくようにお話をさせていただいております。

また、市民の方につきましては、広報紙では資源ごみの出し方、市ホームページではごみ分別ガイドブックなどを掲載し、また毎年3月にごみカレンダーを配付し、その中でごみの分け方についても掲載し、ごみの分別について周知を行っているところです。

こうして分別されたごみは収集され、焼却またはリサイクル等にて処理されておりますが、しかしいわゆるポイ捨てや不法投棄などにより海へ流出したごみが問題となっております。

本市の対策といたしましては、不法投棄パトロールを毎月2回実施しております。また、地権者の許可等が得られた場所には、不法投棄禁止の立て看板を設置するなど、周知を図っております。

また、海岸等の清掃活動を行っている団体に対しましては、室戸市地域環境美観活動交付金において活動を支援しているところです。

また、国においては、本年5月31日に海洋プラスチックごみ対策アクションプランを策定し、廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収やイノベーションによる代替素材への転換など、新たな汚染を生み出さないことに焦点を当て率先して取り組むこととされています。

また、プラスチック製の容器や包装を紙製品に代替することにつきましても、このアクションプランの中で海洋に流出しても影響の少ない代替素材の一つとして導入、普及に取り組むこととされています。

また、国においては、SDGsなどの国際的な動きを踏まえ、国内のプラスチックをめぐる資源、環境両面の課題を解決するため、プラスチック資源循環戦略を本年5月に策定されたと

ころです。

本市の環境政策につきましては、この国の新たな戦略を踏まえ、また地球規模での廃棄物の大幅な削減や海洋プラスチック問題、SDGsなどの動きをにらみながら、本年度県が見直しを予定しています高知県環境基本計画と整合性も図りながら環境対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、オゾン層対策についてであります。

オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して地球上の生態系を保護しているものですが、フロンなどの化学物質によってオゾン層が減少することにより、紫外線量がふえ、生態系に影響を及ぼすおそれがあるものです。

こうしたことから、国際的な取り組みとして、1985年に合意されたオゾン層の保護のためのウィーン条約などにあわせて国は1988年に特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律を制定し、オゾン層破壊物質の生産や規制、排出抑制の努力義務などを規定をしました。

また、フロンの一種であるCFCは、世界的に生産が規制され、2009年末までに全廃され、以後オゾン層を破壊しない代替フロンの使用がふえてきているところです。

しかし、この代替フロンは温室効果ガスであり、地球温暖化への影響もあることから、現在ではフロン類を使わないノンフロン物質の使用が広がり始めています。

こうしたことから、国はフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、家電リサイクル法、自動車リサイクル法などによって家庭や業務用の冷凍庫、冷蔵庫、エアコン、カーエアコンなどに入っているフロン類の適正な回収などを進めています。

また、本年6月には機器の使用・廃棄物等に関する義務について、都道府県知事の命令に違反した場合などには罰則を設けるなどの規定が盛り込まれ、令和2年4月から施行予定となっております。

また、国は毎年9月をオゾン層保護対策推進月間として啓発活動を行っており、本市においてもポスターやパンフレットによる啓発を行っているところです。

本市といたしましても、こうした国際的なオゾン層保護対策につきましては、国・県と連携しながら、その対策への協力と理解の浸透などについて努めてまいります。以上です。

○議長（堺 喜久美君） 中屋産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（中屋秀志君） 竹中真智子議員にお答えいたします。

まず、大きな4点目、環境対策についての中のいそ焼け対策への取り組みでございますが、室戸市沿岸海域にはかつてカジメやホンダワラといった海藻類が増殖しておりましたが、近年海水温の上昇やウニなどの食害が相なりまして海藻類が育ちにくいといったいそ焼け現象が見られております。これによりアワビやトコブシ類の漁獲量が減少し、その対策が課題となっているところであります。

この状況を踏まえまして、去る8月9日に、いそ焼け現象に詳しい高知大学の平岡先生をお

招きし、漁業関係者を対象としたいそ焼け及び藻場造成に関する学習会を開催したところであり  
ます。

漁業関係者のいそ焼けに対する危機意識を一層高め、今後どういった対策を講ずるべきなの  
か、高知大学との連携事業の中で検討を行うとともに、県漁業指導者や海洋深層水研究所など  
関係機関の協力、助言もいただきながら引き続き研究に取り組んでまいります。

それから次に、大きな5点目の(1)室戸市の雇用のあり方の中で、室戸市内の事業所や企業  
の職員の男女の賃金の差についてのお尋ねがありました。室戸市内の事業所等のデータはあ  
りませんが、平成28年度の厚生労働省の全国調査結果によりますと、男女間賃金格差は、女性  
が男性賃金の73%となっております。

また、同省の発表では、男女雇用機会均等法の施行等によりまして、企業におけます女性の  
職域の拡大及び管理職に占める女性の割合が上昇傾向にありまして、男女間賃金格差は年々縮  
まっておると言われております。

今後、働く女性が出産、子育てを機に離職することがないように、子育て環境の整備など、関  
係各課と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（堺 喜久美君） 久保副市長。

○副市長（久保寛人君） 私からは、5点目の女性活躍推進法に関する御質問にお答えいたし  
ます。

議員御案内の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律いわゆる女性活躍推進法は、  
女性みずからの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性が、その個性と能力を  
十分に発揮し、職業生活において活躍できるよう、国、地方公共団体、事業主の責務を明らか  
にし、支援措置を講ずることによって豊かで活力のある社会の実現を図ることを目的として制  
定されたものであります。

本市が平成29年に行いました男女共同参画社会に関するアンケート調査では、社会全体や慣  
習、しきたりの領域において、半数以上の人々が男女平等であるとは感じておらず、男性が優遇  
されていると感じている状況にあります。

この結果から、市民の意識の中や社会制度、慣行において、性別による固定的な役割分担意  
識がいまだに根強く残っていることが読み取れます。

また、政策や方針決定の過程への女性の参画が進んでいないことや、職場や会社において雇  
用の形態や賃金格差があると言われてしていることなど、女性の能力が十分に発揮されている環  
境が整っているとは言えない状況にあります。

こうしたことから、女性も男性もともに家庭や地域、職場といったさまざまな場で個性と能  
力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めなければならないこと  
は言うまでもありません。

室戸市における女性の人権を守る取り組みといたしましては、平成20年に室戸市男女共同参

画プラン、心豊かに生きるを、平成30年には女性活躍推進法に基づく推進計画と一体のものとした第2期室戸市男女共同参画プランを策定し、取り組みを進めているところでございます。

この計画は、男女共同参画を学ぶ、人権を尊重することの大切さを知る、制度や慣行を見直す、働く場における男女共同参画の推進、子育て、介護の支援体制の充実、生涯を通じた男女の心と体の健康支援、地域防災分野での男女共同参画の推進及び国際化への対応の8つの基本施策を掲げ、人権の尊重と男女平等を基本理念として多様な生き方を認め合い、一人一人が参画できるまちづくりを目指しております。

具体的な施策は、第2期室戸市人権施策推進計画の中で女性の人権についての意識の高揚と女性の地位向上に向けた啓発、研修の実施や市の審議会等への女性委員の登用の拡大を図る取り組み、特定事業主計画の策定、女性に対するあらゆる暴力の根絶のための啓発や自立支援のための施策、地域防災における男女共同参画の推進のための女性防災士養成事業などを実施しています。

今後におきましても、男女が互いにその人権を尊重し、互いに支え合い、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現に向けましてより一層取り組みを推進してまいります。以上でございます。

○議長（塚 喜久美君） 黒岩総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（黒岩道宏君） 竹中議員にお答えします。

大きな5点目の女性活躍推進法についての(1)室戸市の雇用のあり方についてであります。

私からは、市職員の状況についてお答えをさせていただきます。

まず、職員の人数と男女の比率についてであります。フルタイムの再任用を含む一般職の職員数は、令和元年9月1日現在で男性167名、女性84名の計251名で、男女の比率は約2対1の割合となっております。

次に、所得についてであります。先ほど申し上げました251名の職員の月額給料額を平均しますと、男性が27万8,907円、女性が28万3,969円となっております。これは、女性の平均年齢が男性を2歳ほど上回っているのが原因だと思われれます。以上です。

○議長（塚 喜久美君） 竹中真智子議員の2回目の質問を許可いたします。竹中真智子議員。

○2番（竹中真智子君） 2回目の質問をさせていただきます。2番竹中真智子。

室戸岬診療所のレントゲンの件なんですけれども、市のほうは診療所を公金を費やして手を入れて直したりしております。市民の声を大切に受けとめて命を大切に行政でなければならないと思いますが、市民の命をどのように考えておられるのか、答弁を願います。

それから、市民館の件でございますけれども、副市長にお聞きをいたします。市民館の館長は兼務であっても補助金の対象になるというお話をされたことがございますよね。補助金をいただくというのは、専任の館長を配置しなければならないという解釈になりますが、このこと

は補助金の適化法に抵触するのではないかと思います。

高知県隣保館運営支援事業の実施要領の中に、同一敷地内云々というくだりがございます。恐れ入りますが、その文言、読み上げていただいて答弁をお願いしたいと思います。

それから、DMV車についてでございますが、先日東洋町の担当の方からお話を聞くことができました。この事業は、徳島県と高知県も参加をしております、DMVのお値段はといいますと、3台で3億9,000万円。既に発注をして3台ともに完成をしているということで、これらの事業費は駅舎周辺の整備のための工事や信号機等の設置など合計約13億円の事業費がかけられて、そのうち徳島県が8割を、高知県側が2割を、その2割を半分ずつ高知県と東洋町が負担するというのでこの事業が東洋町のほうでは進んでおります。

植田市長は、県議のときに一般質問でも取り上げられたというほど大変関心を強く持っておられるお方のございますけれども、ジオパークセンターで定期バスのように乗りかえることがなくて、甲浦から室戸岬や室戸を結ぶことができる、しかも世界初のDMV車の協議会に参加をさせてもらう、参入をさせてもらうという行動を起こすべきではないかと思います。

3月議会の際に、現在議長をされております堺議長が一般質問をしまして、そのときの応答の際に、市は情報収集に努めるとともに、関係機関への要望活動なども含め協議検討してまいりますと答弁がされております。その答弁から大方5カ月が過ぎておりまして、どのような検討がされたのかお聞きをしたいと思います。

先ほどの室戸高校の入学祝い金についてでございますけれども、いろんな奨学資金であるとか、そういうことの対応がされているというようなことのお話もございました。それはなかなかいいことだと思います。給付になればもっとももっといいことだと思っているんですけども、この祝い金を受け取った室戸高校に進学をされたお子さんたちの、例えばよその高校を志望していたけれども、この7万円のお祝い金がいただけるというので思い切って室戸高校に進学を決めたというようなそういう声をいただくとか、追跡の調査とかというのがあったのでしょうか。ただ漠然と7万円の祝い金が支給をされるということに至ったのか、そのあたりの追跡の調査なりアンケートなり何なり、そういう資料があればお聞きしたいと思います。

以上、2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（堺 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 竹中真智子議員への2回目の質問の答弁をさせていただきたいと思っております。

4点の質問をいただきましたが、私のほうから1点目の岬診療所レントゲンに関係した対応のこととDMVについてお答えをさせていただきまして、市民館のほうは副市長にお尋ねになっておりましたし、室戸高校への祝い金の関係等は教育長のほうにお答えをさせていただきたいと思っております。

1点目でありますけれども、レントゲン整備に関して市民の命をどのように考えているの

かという御質問ではなかったかと思えますけれども、申すまでもありませんけれども、最も大切なものであると考えております。

DMVについての質問でありますけれども、御指摘のありましたように、阿佐東線DMV導入協議会、これに当初から室戸市は参加をしておかなければならなかった問題ではないかと、いわゆる乗りおくれたというのが率直な思いでありまして、1回目の答弁もさせていただきましたように、事務局担当での今後協議を設けてくれておりますので、その中で検討させていただきたいと思えます。

また、この5カ月間どのような取り組みをといた御指摘もありましたけれども、私個人的には東洋町の町長さんにもお会いをしまして、こうした取り組みの動き、そしてこれからどういった方向にあるのか、さらには室戸岬のほうまでの延伸等の御相談ができないかといった御相談やら御要望をさせていただいてきたところでございます。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 久保副市長。

○副市長（久保寛人君） 竹中真智子議員の2回目の御質問、市民館の館長に関する御質問にお答えをいたします。

先ほど竹中議員が御案内されたのは、高知県隣保館運営支援事業実施要領の2、個別項目の(1)基本事業のア、隣保館運営費の(イ)館長の兼任が認められる合理的事由は次に掲げるものとするもののb、同一敷地内の兼務であり、主たる業務が隣保館館長と書かれていることを指していたというふうに理解をいたしました。

この実施要領の前文には、このように書いてございます。この要領は、高知県隣保館運営支援事業費補助金交付要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとするということですので、この実施要領は交付要綱を補完するものでございます。

この交付要綱の別表の基本事業、隣保館運営費、1、相談事業等の(1)専任の館長、括弧をしまして括弧書きで合理的事由がある場合の兼任を含むと、この合理的事由に対応したのがこの実施要領の記述でございます。この合理的事由を説明したものでございまして、専任の館長の基準単価が適用される例としまして、児童館などとの兼任を想定して例示をしているものでございます。

一方、本市のような隣保館同士の兼職につきましては、同じ交付要綱の基本事業、隣保館運営費の1、相談事業等の(1)のところただし書きで記載をしておりまして、館長が他の隣保館と兼職する場合としまして、兼職館長の基準単価が適用されるということを記載されておりますので、県の交付要綱上認められているものでございます。

なお、この交付要綱の基準単価の策定に当たりましては、県が国、厚生労働省と協議の上、この要綱を制定しているものでございます。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 百田教育長。

○教育長（百田貴昌君） 竹中議員の2回目の質問にお答えいたします。



この室戸高校への進学決定については、保護者、生徒の最終な判断でございますが、そのことについてアンケートなどの調査は室戸高校のほうでは行っておりません。

ただ、御存じのように、総合学科というのは普通科と専門学科、いわゆる工業、商業、農業、福祉、芸術、体育等の垣根を除いて自分の進路に応じた学習ができる学科として設置されております。ですから、中山間地域に住む子供たちにとっては、都市部の高校に通わなくても専門的な学習ができるわけです。現在室戸高校の熱心な御指導もあって、進学や就職、資格取得などに大きな成果を上げております。これも選択の一つとして含まれていると思いますし、この祝い金の件も含まれるかもわかりません。

やはり室戸高校の支援というのは、私は教育委員会だけでなく、市全体で行うべきものだと思います。例えば高知県の移住では30代後半から40代が最も多くなっております。ですから、移住促進室と教育委員会が連携しながら室戸への教育移住に取り組んでおるわけです。やはり最終的には私がこれは市外の学校に室戸高校のパンフレット持ってずっと回ってるんですけども、そういったもの以前に、室戸の子供たちが室戸高校のすばらしさ、地力を知り、一人でも多く入学してもらうことが最優先だと思っておりますので、さまざまな支援をしていきたいと思っております。以上です。

**○議長（塚 喜久美君）** 竹中真智子議員の3回目の質問を許可いたします。竹中真智子議員。

**○2番（竹中真智子君）** 御答弁いろいろとありがとうございました。

室戸高校以外の高校に進学される子供さんにもまた次の機会にはぜひ検討いただいて、いい方向に向かえばいいなと思っております。

市民館の件について3回目の質問をさせていただきます。

現在室戸市は公民館の全てに館長を配置しております。市民館に置かないのは行政差別ではありませんか。室戸市の市民館設置及び管理条例施行規則の第5条に、市民館に館長を置くものとするという旨の記述があるのに、どうして置くことができないのでしょうか。館長職にふさわしい職員が、または人材がないのですか。または、職員定数の問題などで置くことができないのか、納得のいく説明を求めます。

これらの諸問題を解決し、全ての市民館に館長を置くことができるようにするには、いつまでに館長の配置が実現するのか。人権問題や同和問題の解決は行政の責務と国民的課題と言われておりますけれども、どうすれば一日も早く問題解決になるのか、室戸市の各市民館への館長の配置をしていわれなき差別をなくすることを期待するものです。このことについて答弁を求めます。

そして、市長さん、植田市長、植田市長はそれぞれの自治体で同和地区の人たちを抱える比率が20%を超えるそういう会の長をなさっておりますよね。そういう立場にありながら、市の条例でも館長を置くと明記されておりますのに、それが行われていない。今すぐにその対応が

できないというのであれば、ぜひ来年度の異動に向けて人員を配置していただけるということをしていただく。この事実があなたが参加をされる会議の中であなたが大きな声で言うことができるのでしょうか。答弁を求めます。

以上、3回目終了させていただきます。

○議長（堺 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 竹中真智子議員の3回目の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

市民館に専任館長を配置すべきじゃないかという質問ではないかと思えますけれども、国の隣保館設置運営要綱では、室戸市では市民館でありますけれども、隣保館は市町村が設置し、運営するとされ、隣保館には館長を置くとともに、必要に応じて指導職員を置くものとなっております。

私といたしましても、国の要綱では1館に1人専任の館長を置くことが原則であり、本来の姿であると理解はしております。

市民館の兼任館長については、先ほど1回目の答弁でも申し上げましたとおり、国と県の協議で館長の兼任が認めていただいているものでございます。

専任館長を配置する必要性は理解をしているところでありますが、配置する人員に限りもありますことから、市役所職員の配置については組織全体の中で判断をして適材適所をもって適切な人員配置に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 答弁漏れを補足したいと思います。

今竹中真智子議員から御指摘のありますこの室戸市立市民館設置及び管理条例施行令規則の第5条に、市民館に館長その他必要な職員を置くものとする、こう明記されているのに、館長を置かなければならないのではないかとといったことのお答えがないという御指摘だと思えますが、館長を置いてないという認識でなくして、兼任ではありますけれども館長を設置しているというふうに認識をしております、置いてないということではありませんので、御理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） これをもって竹中真智子議員の質問を終結いたします。

健康管理のため11時半まで休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（堺 喜久美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、亀井賢夫議員の質問を許可いたします。亀井賢夫議員。

○5番（亀井賢夫君） 5番亀井。本定例会におきまして通告に従い一般質問を行います。

大きな1、自然災害・南海トラフ巨大地震対策について。

(1)自然災害に備えたライフラインの充実についてお伺いします。

私たちの暮らす室戸市は、皆さん御承知のとおり、県東部に位置する東西18.6キロメートル、南北27キロメートルという太平洋へ突出した総面積248.18平方キロメートルという広大な地形としてできております。その広大な面積の約87%が山林で占められた海岸段丘として形成されており、その逆三角形の突出した陸地部分全てが海岸に沿って構成されており、海岸線の延長は約50キロメートルまでにも達しています。

本市のこの土地の形状を考えた場合、何度も同じことを言うようですが、地震発生源である南海トラフに直面して町がつくられており、本市を走っている約48キロメートルの国道55号全てが海岸線に沿って建設されているのは皆さん知ってのとおりであります。

南海トラフ巨大地震が発生すれば、本市の全域全てが津波の影響を間違いなく受けることになり、2018年の台風20号、21号、そして24号と続けて襲来した3台風やことし8月の10号台風でも、高潮による国道55号の通行どめや家屋の浸水被害、停電等が市内全域に広がり、毎年台風シーズンとなれば国道の通行どめ等による市民の日常生活に大きな支障を来しております。

それが地震発生ともなれば、寸断されるのは交通網だけではありません。道路が崩壊すれば電気、水道はもとより、いわゆるライフラインと呼ばれる社会経済基盤も壊されることになります。

電気は四国電力とガス施設はL Pガス協会室戸支部と災害協定が締結されているようです。水道施設は市の管理になっており、地震災害による断水時の給水については、水道事業危機管理マニュアルに沿って対応されていくゆえの説明がされております。

そこで、ライフラインの対応及び進捗についてお伺いします。

まず初めに、①として水道管の地震災害等による被害軽減対策工事として事業が進められている老朽管の総延長については、上水道施設として三津から吉良川までの1施設で約140キロメートル、旧簡易水道施設で約57キロメートル、そして民間委託している飲料水供給施設が5施設と把握しておりますが、本年度までに耐震対策用として整備された基幹管路の耐震化率と整備された総配水管の延長と未整備管の延長、そしてこれからの整備計画についてお聞かせください。

市の説明では、平成24年度までの耐震化率は13.4%であり、毎年工事は発注されているとのことですが、工事の進捗が非常におくれているように感じております。

次に、②として自然災害、特に地震・津波等により国道が寸断されて通行ができなくなると考えられている水道施設、これは旧簡易水道施設の浸水予測区域内であり、水道業者のいない椎名、尾崎、佐喜浜、入木地区の旧簡水等が対象になると考えられますが、この水道施設の地震災害による断水に対して、管理者である水道局の復旧対策、これは水道組合との災害協定や危機管理マニュアルの対応になると思うのですが、このような地域の復旧工事対策及び飲料水の確保、そして水源地への自家発電装置の設置等についてどのような計画及び協定が結ばれて

いるのかお聞かせください。

そして、災害発生時の地域別の業者、技術者の配置についてはどのように決められているのでしょうか。各施設ごとか旧町別と思うのですが、お聞かせください。

③津波の被害が県下全域ともなれば資材の確保が非常に難しくなると考えられます。本市の災害に向けた資機材や浄水装置、貯蔵品の保有状況、そして保管場所及び保管施設名をお聞かせください。

それと、地震・津波災害用としてのこれは飲料水供給施設も含んだ全地域の施設になりますが、資材、材料、部品等の必要数量の確保は十分できているのでしょうか。道路が寸断された場合、資機材及び浄水装置等の現地への輸送、持ち込みはどのように考えているのでしょうか、あわせて答弁をお願いします。

次に、(2) 自然災害及び地震・津波災害の避難対策についてお伺いします。

平成28年4月に発生した九州熊本地震、そして平成30年6月に発生した大阪北部地震と続けてマグニチュード6.1から7.3、そして震度にしては6から7の大きな地震が集中してこの二、三年の間に私たちの暮らしている四国地方の身近で起きております。

この状況を鑑みると、いつ南海トラフ巨大地震が発生してもおかしくない状況になってきました。地震が起きれば次に必ず来ると予想される津波対策のために、本市も毎年1回自主防災組織と地元消防団員の指導、協力のもとに避難訓練を実施するなど、地域住民に対して防災対策への周知を図っております。

地域住民の命を守るには、地域防災力が重要であり、その中心となるのが地元の消防団員であり、そして自主防災組織になるのではないのでしょうか。そんな防災対策に備えて、私たちの暮らしている佐喜浜地区では、避難所運営マニュアル検討会を設立して災害に備えた地域の共助の力で命をつなげていく生活マニュアルを作成するなど、住民が一体となって防災避難対策に取り組んでおります。

そのように災害対策に対しての勉強会が進めば、市長も大変気にしていました南海地震災害から避難場所、高台への逃げる対策、そして避難した人たちが生活できる避難所の開設、運営についても多くの訓練を何度も繰り返すことにより南海地震からの命を守る対策、行動が自然と身についてくるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いします。

まず初めに、①として年に1回行う避難訓練及び防災説明会への参加住民も年々高齢化が進み、徐々に参加人数も減少してきております。このような現象はどこの自主防災組織も同じではないのでしょうか。団体や組織、そして特に高齢者を動かすには若い世代が重要であり、ましてそれ以上に小・中学生の協力が大切になってくるのではないのでしょうか。

担当課は防災訓練への参加について、人数の把握や参加人数を促すために消防署や警察、教育委員会等との連携はどのようにしているのでしょうか。災害から住民の関心が少し離れてき

ております。担当課として今後の防災訓練への取り組みについてどのような対策を考えているのか、そしてそのことに対して担当課による避難対策についての説明では、避難行動要支援者名簿の一人一人に合った避難訓練の個別計画を策定して要支援者を対象として避難訓練の実施を計画していると説明されていますが、民生委員の方や自主防災組織のリーダーは承知されているのでしょうか。そして、訓練はされたのでしょうか、お聞かせください。

②避難場所や避難所へつながる避難道路に接続するまたは接続している通称支線となる細い生活道路の整備工事等を最近よく耳にします。幅員の狭い市道、赤線、私道が対象になると思うのですが、ふだんの生活道路と違い、避難路として利用するには段差や側溝、そして夜間照明がなく大変困っております。生活道路の管理は建設土木課ですが、避難道路の整備として施工する接続道路の部分整備及び誘導灯の設置、そして手すりや床版など少額な維持工事であっても、人の通行が危険な道路であれば防災災害対策事業として採択されるのでしょうか。

そして、自主防災組織や常会からの要望があれば、対象家屋が1戸でも早急に単費で防災対策工事として道路整備を行うことは考えているのでしょうか。危険なところや壊れたところは維持管理の予算内で対応していくような説明がありましたが、南海地震対策を兼ねた工事になります。詳しくお聞かせください。

③避難所近くに空き家となった民家があり、何度か取り壊しの申請もされているようですが、基準外なのか、いまだに採択されていません。

採択基準が細かいのか、採択率が非常に悪いように思われますが、申請された家屋については危険であり、持ち主が隣への迷惑、影響が気になり申請されていると思われます。外見目視での評定では住家内がわかりません。単費で取り壊す考えはないのでしょうか。南海トラフ巨大地震も近づいております。特に放置された空き家は、管理者が近くに住んでいなく、台風や集中豪雨のときには大変気になります。担当課としての考え、意見をお聞かせください。

④旧校舎を利用した水族館がユニークな外観や展示が話題となり、県内外で人気急上昇したことから、本市への観光客も急激に増加の傾向となってきました。

ただ、東部地域の抱える欠点というか問題点は、隣接町村と接続する道路が国道55号の1路線しかなく、台風が襲来すれば高潮や高波による瓦れき類の打ち上げにより国道が寸断されることが多く、近くに起きると予想される南海地震が発生すれば、多くの観光客への津波避難対策や宿泊施設の確保、そして病院やけが人の搬送などの災害対策が非常に気になります。担当課は、災害情報を防災無線で知らせて高台へ誘導するゆえの説明がされていますが、道路が復旧するまで滞在することになります。このような状況を想定してどのような対策、取り組みを考えているまたは検討しているのでしょうか。

道路が寸断となれば、車、陸上移動ができなくなります。観光客への対応についてお聞かせください。

⑤、これは④にも関連しますが、市長は公約で国道55号の代替道路を山間部に、そしてヘリ

ポートと輸送船が入港できる港湾整備も行おうと明言されておりますが、津波避難対策事業としてどのような方法で国や県の事業採択に向けた取り組みを進めていく考えなのでしょうか。

単線道路が複線道路になることや、病院から遠く離れた地域、そして道路が寸断される地域へのヘリポートの設置については、市民も大変期待しておりますので、お聞かせください。

そして、(3)として、橋梁の点検及び維持管理についてお伺いします。

橋梁の維持管理については、国土交通省より全国全ての地方自治体に橋梁長寿命化修繕計画として橋の点検を義務づけたことにより、本市も管理している一般的に橋梁と呼ばれている橋長15メートル以上の長い橋はもちろんのこと、橋長2メートル以上の橋梁についても、全てが点検調査の対象橋に含まれたことにより、橋梁数もふえて約250橋が点検調査の対象橋となっております。

そして、調査内容にしても、今までの遠望目視から近接目視を原則として実施し、市内の全ての対象橋の点検調査を完了しているようにお聞きしております。その調査対象橋の中の二級河川にかかる長い橋として市管理の旧国道橋が何橋かけられております。西は西の川橋から東は入木川橋まで、町と町、そして集落間を結ぶ大切な道路、そして橋として人々の生活を支えてきました。その旧国道橋については、ほとんどの橋が物資不足であった昭和初期から戦後にかけて建設された橋であり、耐用年数、橋梁寿命についてもごく短い30年から40年程度となっております。

その橋梁調査をもとに橋の修繕計画が策定されていると考えられますが、旧国道橋については、通常の国道橋より建設年度が古く、橋長も長く、一番長い橋としては、二級河川佐喜浜川にかかる約142メートルで13径間の単純RC T桁橋ではないでしょうか。その1橋当たりの修繕整備に多額の事業費が必要になると考えられる旧国道橋のほとんどが通行量も多く、緊急性を要する危険な橋となっているのは担当課も承知のとおりであります。

そこで、お伺いします。

①市が管理している全ての橋梁について、5年に1度必ず定期検査を受けることが義務化されているとお聞きしております。最初の橋の点検からはや10年が過ぎようとしています。市が管理している約250橋の定期検査による結果を踏まえ修繕計画が策定されていると思うのですが、危険橋である古い橋の補修及び取り壊し、そしてかけかえ等について、年度別の橋梁整備についての検討はされているのでしょうか。橋長15メートル以上の約50橋についてお聞かせください。

そして、②として旧国道橋で土佐国道事務所管理の国道55号橋より海に近い下流に建設されている橋梁が何橋かあります。室津川の両栄橋や佐喜浜橋があり、これらの橋は橋台が海岸堤と河川護岸を併用してつくられており、高潮や津波の影響をもろに受けることになります。①でもお聞きしましたが、海に近い橋、これは佐喜浜橋になりますが、この橋については、南海地震対策の一環として緊急を要する橋になると考えられるが、橋梁整備と一緒に防災対策事業

として事業着手に向けての検討はされていないのでしょうか。南海トラフ巨大地震はすぐ目の前に来ています。橋梁の取り組みについてお聞かせください。

次に、大きな2、室戸の鯨文化について。

(1)室戸と鯨のかかわりについてお伺いします。

私たちの暮らす室戸市は、土佐湾沖に向かって突き出たV字型の海岸段丘にできた町であり、前段でも説明したとおり、約50キロメートルの長い海岸線に沿った形で5つの町が点在して構成されております。

その突き出た先端近くを黒潮海流が流れていることや、土佐の歌にもあるように、おらんくの池には潮吹く魚が泳ぎよると。足摺岬と室戸岬に囲まれた土佐湾海域には昔から多くの鯨が出没することや日本列島を北へ南へと回遊する鯨の通り道ができていたことから、室戸と鯨のかかわりが生まれてきたのではないかと考えられます。

そんな環境が室戸市の周りにあったことから、藩政時代の古くから室戸は日本有数の捕鯨の町として知られてきました。この室戸の捕鯨は、和歌山の太地町から伝わった漁法で、網に追い込む勢子船と網船によって捕獲するという古式捕鯨が主流の漁業で大きく発展してきたようです。その結果、今まで室戸には古くから伝統文化を引き継いだ鯨にまつわる祭りや鯨舟唄、そして市民を巻き込んだ鯨舟レースなど、捕鯨に関する知識や伝統が市民にも広く浸透しており、多くの人たちが自然と捕鯨の仕事にかかわってきたのも、そして鯨館が伝統文化を守るために建設されたのも、そしてホエールウォッチングが始まったのも、室戸にとっては自然の流れではなかったのでしょうか。

そこで、お伺いします。

①鯨館が建設された当時の展示物や資料のことについて、私の知る限りでは、鯨館にはくじらネットワーク協会が集めたと思われる多くの資料や展示物があったように記憶しておりますが、この展示物や資料及び管理台帳、所有者名等について、どこで、例えば市の何課でどのように管理、展示されているのでしょうか。

私が担当していたときより鯨館の展示物が少ないようで、当時この資料集めにかかわっていた人が大変気にしております。詳しくお聞かせください。

②室戸市くじらネットワーク協会が行っている室戸の鯨文化の伝承及びイベント等への参加、そして鯨に関する情報収集や資料収集に対して、市はもちろんのこと、担当課として補助金以外にどのような協力がされているのでしょうかお聞かせください。

③野ざらしの状態になっている鯨舟、勢子船、これはマリンフェスティバル室戸実行委員会の所有とお聞きしておりますが、このような鯨関係の大きな展示物について、担当課はどのような展示、保管倉庫での管理を考えているのでしょうか。

野ざらしの船を見て観光客が大変気にしていました。そして、鯨舟の管理、保管倉庫等の建設等について、関係者、関係団体と話し合いはされたことがあるのでしょうかお聞かせくださ

い。

答弁については、聞かれたことだけ簡単にわかりやすくお答えください。これで1回目の質問を終わります。

○議長（塚 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 亀井議員にお答えいたします。

まず、大きな1点目の自然災害対策についての(1)ライフラインについての2点目、自然災害、地震等により国道が寸断されて通行ができなくなった際の水道施設復旧工事対策及び飲料水の確保、水源地への自家発電装置の設置等について、計画や協定が結ばれているかについての御質問であります。災害時に関する復旧方法等につきましては、平成24年10月に水道局が策定し、平成29年3月に改定した室戸市水道事業危機管理マニュアルにおいて、室戸市地域防災計画に沿い、配備体制、災害応急対策、初動態勢、外部機関への連絡体系、応急給水活動の手順等を定めております。

協定につきましては、平成25年7月に室戸市水道組合と災害時における水道の応急対策活動協力に関する協定を提携をしております。上水道と飲料水供給施設を含む修繕並びに復旧資材の手配及び搬送連絡体制について協力をしてもらうこととなっております。

また、広域的な取り組みとしましては、昭和45年10月に安芸郡市9市町村で構成をする安芸郡市水道連絡協議会の会則で相互協力を定めており、緊急時における機材、薬剤等の融通等を行うこととしております。

しかしながら、大規模な地震等が発生した場合には、近隣の地域では同様の被害を受けていると想定されるため、さらに遠方の地域との協力関係が必要であると考えます。

そのことにつきましては、現在室戸市が会員として所属しております水道事業者の全国組織である日本水道協会において、平成25年3月に定められた地震等緊急時対応の手引きの中で、日本水道協会が会員相互間で行われる応急給水、応急復旧等の相互応援活動を円滑に実施、給水を早期に確保する一定の取り決めがされております。

実際に室戸市では、この手引きに基づき、平成30年7月豪雨の際には、愛媛県西予市と宇和島市に室戸市所有の加圧式給水車2トン車で2人1組で延べ27日間応急給水隊として派遣をしたところであります。

次に、(1)の3点目、津波被害等による資機材の確保、貯蔵品の保有状況と保管場所及び保管施設名についての御質問であります。一般的な水道用資機材については、市役所庁舎、水道局倉庫に一定保管をしておりますけれども、現在貯蔵品の数量や保管場所も十分ではないことから、資機材の確保及び保管場所の拡充に努めてまいります。

地震・津波災害用の飲料水供給施設を含む全施設への資材、材料、部品等の確保につきましては、上水道の資材等確保は水道局において行い、また水道工事事業者にも資材等確保のお願いをしております。



また、関係機関と協議をし、飲料水供給施設用の資材等も含め、資材の確保に努めてまいります。

道路の寸断を想定した場合、資機材、浄水装置等はできるだけ各所に分担して配置するように準備しておくことが最善であると考えますので、今後も保管条件のよい場所に保管できないか、早急に検討してまいります。

いずれにしましても、災害等による水道供給の異常についていち早く把握し、少しでも早く復旧に当たれるよう連絡・復旧体制の強化、資材確保等に関係機関と協力をし、努めていかなければならないと考えておるところでございます。

次に、(2)避難対策についてであります。

議員御案内のとおり、地域防災力は地域住民の生命を守る上で最も重要であります。その地域防災力を強化するには、地域住民一人一人の意識や備えによる自助に加え、自主防災組織や消防団員を中心とした地域の方々の連携による共助の強化が必要であります。

本市では、これまで防災講習や出前講座による意識啓発、住宅の耐震化や家具の固定に対する補助等による自助の強化に加え、避難所運営マニュアルの作成や自主防災組織への資機材整備補助等による共助の強化に取り組んできたところであります。

そのような中、議員お尋ねの①避難訓練への取り組みといたしましては、これまでも申し上げてまいりましたけれども、実践に役立つ訓練が非常に重要であると考えております。

年に1回避難所に集まるだけの訓練では、実践に役立ちませんので、訓練の時間帯や対象者、地域間ごとの訓練、関係機関との連携訓練など、さまざまな訓練の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、避難行動要支援者の避難対策につきましては、東日本大震災において被災者に占める障害者の割合が多かったことや、民生委員、消防団員等の避難を支援する方が多く被災したことなどから、災害時の避難行動に支援が必要な方を地域で助け合う取り組みを進めていくといういわゆる共助として重要な取り組みであります。

しかしながら、支援が必要な方の情報を支援していただく方に事前に提供することに同意がもらえないことや、地域で助け合う仕組みができていないことなどから、全国的に取り組みがおこなわれていると言われております。

本市におきましても、現在自主防災組織や民生委員の方々にお配りをしている名簿の見直しを行い、個別計画の作成に取り組んでおります。

そのような中、本年度佐喜浜町浦地区が高知県の東部地域における取り組みのモデル地区として選定をされ、自主防災組織を中心とした取り組みが実施されているところであります。

他の地域におきましても、次年度以降、佐喜浜浦地区での取り組みを参考に、避難行動要支援者の避難対策を進めてまいります。

次に、④南海トラフ地震発災時の観光客の避難対策につきましては、議員御案内のとおり、

発災後は道路啓開が完了するまでの間、高台等の避難場所へ避難をしていただくこととなります。室戸市応急機能配置計画において、想定をされる室戸市在住者の避難者数分の指定避難所は確保されておりますが、観光客の想定はされておらず、増加する観光客に対して必要なスペースを確保することが困難な状態となっております。

今後は、建設予定の防災コミュニティーセンター等の新たな施設の活用やグラウンド等にテントを張り避難場所として使用するなど、市民及び観光客の十分な避難場所の確保に努めてまいります。

なお、現在行っております観光客の避難対策としましては、多言語化された避難誘導看板や海拔表示板の設置を行うことで、土地カンのない観光客でも安全に避難できるよう取り組んでいるところであります。

いずれにしましても、増加する観光客への避難対策は、今後充実させていくべき課題であると認識をしておりますので、引き続き新たな取り組みも交えながら対策を進めてまいります。

次に、大きな1点目の自然災害対策の(2)避難対策についての5点目の一般国道55号の代替道路、ヘリポート、港湾整備についてであります。

本市の命の道である一般国道55号は、当市の海岸線沿いに走り、1路線のみで、また代替道路もなく、南海地震の津波被害や台風、そして集中豪雨の災害時にも長時間に及ぶ通行どめとなり、地域住民の医療や生活、また地域経済にも多大な影響を及ぼしております。

これまでに佐喜浜町入木から東洋町野根間のバイパス道路整備や行当、羽根岬のトンネル化、羽根町中山から奈半利町の加領郷間の道路整備等について、一般国道55号の代替道路を国・県に要望してきたところであります。

しかし、これらの要望については、いまだに事業化されていない状況であり、本市の取り組むべき大きな課題であると認識しているところであります。

これまでの経過もありますので、実現の可能性や要望活動の進め方などについて、国や県の関係機関や関係者、また地元選出の国会議員や県会議員の御意見もお聞きしながら早期実現につながるよう要望活動のあり方を見直しをして強力に取り組んでまいります。

次に、ヘリポートにつきましては、消防本部グラウンド、行当運動広場、中央公園、海上保安庁臨時ヘリポート、防災公園の5カ所が地域防災計画に位置づけられており、これまでも高知県ドクターヘリや高知県警察、自衛隊のヘリコプターが離着陸を行っております。

また、南海トラフ地震等の大規模災害発災時にヘリコプターの調整を行う高知県においては、そのほか15カ所の離発着候補地を把握しているとお聞きをしております。

議員御案内のとおり、南海トラフ地震の津波被害等により道路の寸断や集落の孤立化が想定される中、ヘリポートの確保は喫緊の課題であります。陸上自衛隊高知駐屯地の方にお聞きをしますと、山や高い建物等が近接していないこと、電線や送電線等が周辺に架線されていないこと、機長が判断する一定の広さが確保されていることを条件に、離着陸やホバリングによ

る応急救助に出動することができるのとことでありました。

いずれにいたしましても、多くの離発着候補地を確保することは、発災後の応急救助機能の向上につながるものでありますので、高知県の補助事業活用も検討の上、今後取り組んでまいりたいと思います。

次に、室戸避難港の港湾整備は、室戸沖を航行する船舶の台風時等の一時避難場所だけでなく、東日本大地震では、津波に対して防波堤が一定の効果が認められたことから、近い将来確実に起きる南海トラフの大地震の津波対策としても期待をされております。

また、大型船舶が接岸できる作業ヤードが緊急物資や復旧資材の仮置き場など防災拠点として有効に活用できることから、毎年高知県や国の高知港湾空港事務所四国地方整備局に要望活動を行ってきたところであります。

今後におきましても、早期に室津避難港が完成するよう、県議会議員や市議会議員、みなとまちづくり共同体の皆さんを初めとする関係団体、地元常会、高知県漁協や室戸市商工会等とともに要望活動に取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上であります。関係課長から補足答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

**○議長（塚 喜久美君）** 森岡水道局長。

**○水道局長（森岡 光君）** 亀井議員に、大きな1点目の自然災害対策について、(1)ライフラインについて、市長答弁を補足させていただきます。

まず、1点目として、本年度までに耐震対策用として整備された基幹管路の耐震化率、整備された総配水管の延長、未整備管の延長、整備計画についての御質問ですが、水道局管理の施設としましては、平成28年度末で簡易水道施設が上水道に移行しましたので、市内の全管路延長が約195.5キロメートルとなっております。

このうち全基幹管路延長は49.7キロメートルとなっており、平成30年度までに耐震対策化された基幹管路の延長は12.6キロメートルで、耐震化率は25.4%となっております。

また、整備された送配水管の延長は16.1キロメートル、未整備管の延長は約25.3キロメートルとなっております。

整備の進め方につきましては、国・県の補助金及び交付金等の活用を行い、給水収益の動向を見ながら可能な範囲での布設がえ工事を行っております。

次に、2点目の自然災害、地震等により国道が寸断されて通行ができなくなった場合、水源地へ自家発電装置の設置等についてどのような計画及び協定が結ばれているかについての御質問ですが、自家発電装置の設置計画は、現在策定はしておりません。現状では、水源地等への自家発電装置の設置については、5カ所を設置しておるところです。

自家発電装置については、未設置の水源地等も今後設置の検討を行ってまいります。

また、災害発生時の地域別業者・技術者の配備については、さきに市長が御答弁いたしました

た室戸市水道組合との協定のときに、室戸市の地域を東西に分け、3業者ごと2組に分担しての対応をお願いしております。

工事技術者の配備につきましては、実際に割り振りが可能なのか、業者の従業員のことにもかかわりますので、関係者と協議し、慎重に検討していきたいと考えております。

次に、3点目の津波被害等による資機材の確保、貯蔵品の保有状況と保管場所及び保管施設名についての御質問ですが、水道用資材について主なものとしましては、H I V P管、V用ドレッサージョイント、メカ形ドレッサー、メカ形曲管等を市役所水道庁舎倉庫に保管しております。

今後は、他県等の事例も参考に、資機材の確保と調達方法、保管場所の拡充、また工事事業者との連携や協力体制について、関係機関と協議を重ねた上で、早い復旧ができる体制に向けて十分な検討をしてまいりたいと思います。以上です。

**○議長（塚 喜久美君）** 大西防災対策課長。

**○防災対策課長（大西 亨君）** 亀井議員に、1、自然災害対策について、市長答弁を補足いたします。

まず、(1)ライフラインについての②飲料水の確保につきましては、現在3万8,028リットルを備蓄しております。

なお、想定避難者数の1日に必要な水は、2万889リットルとなっております。

次に、③浄水装置の保管場所及び保管施設名につきましては、大型の浄水器が佐喜浜防災コミュニティセンター、三津防災コミュニティセンター、吉良川防災コミュニティセンター、羽根中学校防災倉庫に1台ずつ、神ノ前防災倉庫に2台の合計6台、小型の浄水器が椎名集落活動センター、旧岬小学校体育館、相撲場防災倉庫、元防災コミュニティセンターに1台ずつ、神ノ前防災倉庫に5台の計9台を配備しております。

次に、(2)避難対策についての防災訓練への取り組みについてですが、防災訓練の実績といたしましては、年に1回の一斉避難訓練につきましては、アンケートに回答のあった自主防災組織数から、平成29年度が67団体で参加率66.3%、平成30年度が64団体で参加率63.4%となっております。

また、各自主防災組織や各団体による訓練や出前講座を平成29年度に29回、平成30年度に34回、小・中学校での訓練や出前講座を平成29年度に10回、平成30年度に7回それぞれ実施しております。

議員御指摘のとおり、地域防災力の向上には小・中学生の力が大切になってきますので、小・中学校、教育委員会との連携を強化して地域の防災の担い手を育成していく取り組みが重要であると考えております。

また、防災訓練につきましても、実施方法に変化を加えることや関係機関との連携強化による合同訓練など、実践に役立つ訓練とするため、検討、見直しを行い、訓練の実施回数及び参

加者の増加を図り、防災意識の高揚や地域防災力の強化につなげたいと考えております。

次に、避難行動要支援者の避難対策についてですが、現在佐喜浜町浦地区において自主防災組織が中心となって避難行動要支援者の避難対策に取り組んでおります。他の地区の民生委員や自主防災組織リーダーの方に詳細な説明は行っておらず、訓練につきましても行っていませんが、佐喜浜町の取り組みを参考に次年度以降は避難行動要支援者名簿の見直しを行い、避難支援関係者への情報の事前提供に対する避難行動要支援者の同意をいただき、個別の避難計画策定を目標に取り組んでいく予定であります。

次に、②の防災対策工事の実施についてですが、議員御質問のような誘導灯や手すりの設置、小規模な改修工事につきましては、これまでも避難路や避難路に接続する道路、生活道路におきましては、その道路の利用が想定される対象戸数が複数であれば防災対策の工事として行ってまいりました。今後におきましても同様の取り扱いを考えております。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 西村財産管理課長。

○財産管理課長（西村城人君） 亀井議員に、大きな1点目の(2)避難対策についての③空き家となった民家の取り壊しについてお答えいたします。

本市が実施しています空き家となった民家の取り壊しは、国の空き家対策総合支援事業補助金等を受けて、老朽住宅除去事業費補助金交付事業を実施しているところであります。

制度の概要といたしましては、国土交通省発行の判定の手引きに基づき、構造上の腐食または破損の程度、防火上または避難上の構造の程度などを測定基準として、柱や屋根、外壁等の傾斜や破損または変形により著しく崩壊の危険性が高くなっているなど、外観目視によって判断できる項目により評定を行い、その評点が100点以上のもので国における不良住宅と同等のものを老朽住宅と位置づけ、昨年度も100点以上となった住宅全てには補助を行っているところであります。

なお、評点が100点未満で不採択となった住宅については、国の判定基準による不良住宅には該当しない状態であり、直ちに危険性があるものではないと認識しておりますが、今後長期間放置されることなどにより危険性が高まっていくことが予想されますので、空き家バンク制度への登録やそれに伴う改修費の補助事業などを紹介させていただいております。

また、議員御案内のように、基準点未満の家屋においては、それぞれさまざまな問題があることも承知しているところであり、市単独補助についても検討はしましたが、現在は国の制度を活用し、防災対策の面からも危険性の高い不良住宅の解消を第一に進めていく必要があると考えているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堺 喜久美君） 岡本建設土木課長。

○建設土木課長（岡本秀彦君） 亀井議員に、大きな1点目の(3)橋梁の維持管理についてお答えします。

本市の市道に係る橋梁点検については、平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故をきっかけに、国土交通省が道路法の一部を平成26年度に改正され、国が定める統一的な基準により、トンネル、橋梁等の点検は5年に1回の頻度で実施することとなりました。

本市では、平成26年度の新基準に基づき、橋長2メートル以上の橋梁243橋のうち、平成26年度に2橋、平成27年度に7橋、平成28年度に145橋、平成29年度に89橋の点検調査を完了し、令和元年度は50橋の再度点検の調査を実施する予定であります。

この新基準では、橋梁の健全性を4段階に区分しており、平成26年度から平成29年度に調査した橋梁の健全性の状況といたしましては、判定区分1、健全は26橋、判定区分2、予防保全段階は167橋、判定区分3の早期措置段階は45橋、判定区分4の緊急措置段階は5橋であります。

平成30年度にはこの橋梁点検結果をもとに全橋梁を対象に橋梁長寿命化修繕計画を作成したところであります。この橋梁長寿命化修繕計画は、各橋梁の損傷に対する事前予測や劣化予測を実施し、予防的な修繕計画を今後50年間想定するとともに、修繕に係る費用の平準化を図る計画となっております。

1点目の御質問の当市での橋長15メートル以上の橋梁は48橋あり、二級河川にかかる市道、旧国道の橋は10橋となっております。

橋長15メートル以上の橋梁の判定区分3と4は21橋あり、現在修繕工事中の橋梁としましては、両栄橋、原池橋の2橋、修繕設計が完了している橋梁としましては尾崎橋があり、本年度本工事を発注する予定であります。また、東の川橋と下ノ内橋につきましては、橋梁を集約し修繕するとともに、周辺の道路等の整備を行うように測量設計業務を進めているところであります。

佐喜浜橋については、かけかえを行うか修繕を行うかを検討する業務を発注しているところであります。

その他の橋梁についても、順次橋梁長寿命化修繕計画にのっとり修繕等を行ってまいります。

次に、2点目の佐喜浜橋の橋梁への取り組みについてであります。

室戸市が管理しております橋梁のうち、一般国道55号より海岸沿いの橋梁は、室津川にかかる港橋、両栄橋、愛宕橋、佐喜浜川にかかる佐喜浜橋の4橋があります。そのうち両栄橋につきましては、現在かけかえ工事を行っており、本年度に完成する予定となっております。

橋梁整備事業につきましては、国の防災安全社会資本整備交付金事業と大規模修繕更新事業費補助制度があります。

まず、防災安全社会資本整備交付金事業の目的は、南海トラフ地震時における事前防災・減災対策や老朽化が進行する道路構造物の修繕、更新の推進等について、社会資本総合整備計画

により実施するもので、その中の道路施設の計画的な老朽化対策の推進として橋梁の更新事業等があります。

この事業は、橋梁点検により判定区分が3、4が対象であり、橋梁長寿命化修繕計画の位置づけが必要であり、両栄橋の橋梁整備をこの事業により実施しているところであります。

また、大規模修繕更新事業費補助制度は、老朽化対策として集約化、撤去を対象とし、撤去される施設が有していた機能を同一路線の別の施設に機能を集約する事業であります。現在事業着手しております市道大平線のバイパス道路の整備や東の川橋の橋梁整備をこの事業で実施しております。

議員御質問の佐喜浜橋につきましては、現在概略検討についての業務を委託しております。本業務は、橋梁一般図の作成や河川条件設定に必要な測量及び補修、かけかえ等の概略検討を行い、佐喜浜橋の今後の設計方針を決定するための資料を作成するものであります。この資料をもとに、地元常会、関係者の意見をお聞きし、関係機関や市長と協議を行い、防災対策事業を視野に入れながら今後の橋梁整備についての方向性を検討してまいります。以上です。

○議長（塚 喜久美君） 宮脇生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮脇 誠君） 亀井議員に、大きな2点目の(1)室戸と鯨のかかわりについて。

1点目、鯨館に展示されていた展示物や資料がどのように管理、展示されているのか、また所有者等の管理台帳がどのように管理されているのかについてお答えいたします。

鯨館におきましては、平成29年3月4日から平成30年4月20日まで開催された「志国高知幕末維新博」の地域会場の一つになったことで、平成28年度中に館全体のリニューアルに伴う工事が行われることになり、全ての展示物の移動が必要となりました。

移動後は、個人の所有物について、お返しをしたものと、一部については再度借用手続をとり鯨館へ引き続き展示したものがあります。市及び室戸市くじらネットワーク協会の所有物の中で、カッターボートや捕鯨砲、イカりはむろと廃校水族館へ移設し、展示しております。その他の展示物や資料につきましては、室戸市立市民図書館や旧室戸岬中学校で保管している状況にあります。

所有者等の管理台帳につきましては、平成23年度に生涯学習課で鯨館に展示していた展示物以外のもを含め捕鯨関係資料の調査を実施の上、台帳を整理し、現在も資料の追加等を行い、生涯学習課が台帳管理をしております。

次に、2点目の担当課として補助金以外に室戸市くじらネットワーク協会にどのような協力がされているのかについてお答えいたします。

生涯学習課としましては、室戸市くじらネットワーク協会が行う総会、役員会の開催、鯨文化の普及啓発のための各種イベントへの参加、全国の鯨文化の情報収集と鯨文化伝承地域との交流、情報交換のための全国鯨フォーラム参加の視察研修などの活動に対し、事務協力などの

支援を行っております。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） 和田観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（和田庫治君） 亀井議員に、大きな2点目の(1)の3点目、勢子船についてお答えいたします。

御質問の勢子船につきましては、昭和63年に制作をされ、その船を使って同年5月から土佐室戸鯨舟競漕大会が開催をされております。

船の管理につきましては、マリンフェスティバル室戸実行委員会によって室戸岬漁港の新港の敷地内に保管をされているところでございますが、その状態は議員の御案内のとおり、野ざらしとなっておりますところでございます。

管理団体であるマリンフェスティバル室戸実行委員会とは、これまでも鯨舟競漕大会の開催に関して当課としては連携をしてきておまして、その間保管倉庫の建設や船を移動させるための台車の制作について話し合いを行ってきた経過がございます。

そのうち保管倉庫につきましては、建設費用が高額になることから、実現できてないところですが、船の台車につきましては、平成27年度に市の補助金事業によって4台が制作をされております。

今後におきましても、マリンフェスティバル室戸実行委員会やくじらネットワーク協会など関係団体の御意見をいただきながら、よりよい保存活用と鯨文化の継承に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） これをもって亀井賢夫議員の質問を終結いたします。

次に、竹中多津美議員の質問を許可いたします。

○4番（竹中多津美君） 4番竹中多津美。令和元年9月定例会において、市民目線に立って質問をさせていただきます。

1番、廃校利用について。

(1)三高小学校の宿泊施設への利活用について。

三津地区に平成28年3月から廃校となっている三高小学校は、昭和44年に建設され、平成3年に増設、また耐震工事もなされ、冷房設備も一部ではありますが完備されています。

市のほうとして、今後の利用などは考えていますでしょうか。廃校となってからは、歩き遍路の方が時々野宿をされているそうです。現在の室戸市は、適当な宿泊施設が少なく、また公共のトイレも不足している中、場所的にも三高小学校のトイレを開放してあげれば、歩き遍路の方々や観光客、またウォーキングをなされている方にも大変喜ばれると思います。教室も、アイデア次第ではいろいろな活用方法があると思われます。また、移住者の方々用の部屋とか地域の方々のコミュニケーションの場、民宿用の部屋などと、アイデア次第で幾らでも利活用できるのではないのでしょうか。

また、地域の方の雇用も生まれるはずですが、ぜひ今後の三高小学校の利活用の予定をお聞か



してください。

2番、空き家対策について。

(1) 空き家改修費等補助金制度の利用状況についてお聞きいたします。

私も最近知り得た情報ですが、3年ほど前から空き家改修費等補助金制度というものがあるようですが、私が知り得た限りでは、すばらしい補助制度と認識をいたしました。問い合わせてみますと、職員の方でも余り知らなくて、まして市民の方々も知らない方ばかりでした。ただし、おとつい日曜日の新聞には少し掲載されていました。

この制度はぜひこの場をおかりして皆様に詳しく説明してほしいと質問とさせていただきました。今までの利用状況また補助を受ける条件などの説明を済みませんがよろしくお願いたします。

以上をもちまして1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（堺 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 竹中多津美議員にお答えをいたします。

大きな1点目の廃校利用についての(1)三高小学校の宿泊施設への利活用についてであります。

廃校の利用といたしましては、これまで本市では旧室戸東中学校を活用した室戸世界ジオパークセンター、旧椎名小学校を活用したむろと廃校水族館及び椎名集落活動センターがあります。

現在廃校舎としましては、三高小学校のほかに室戸岬小学校、室戸岬中学校、水産高校、日南小学校があります。そのうち室戸岬小学校と水産高校については、消防屯所建設のため取り壊しを進める予定であります。

また、日南小学校については、地域の集落活動センターとして活用する予定となっております。

今回御提案のありました三高小学校につきましては、議員御案内のとおり、耐震化もされておりますことから、市といたしましても有効的に活用したいと考えているところであります。他の廃校や遊休公共施設も含めて本年度から令和2年度にかけて策定をする室戸市公共施設等総合管理計画に基づく各施設の個別計画の中で検討するとともに、必要に応じて対策チームを設置するなどして活用方法を検討し、取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上であります。あと企画財政課長から補足答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（堺 喜久美君） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本康二君） 竹中議員に、大きな2点目の空き家対策についての(1)空き家改修費等補助金制度の利用状況等についてお答えします。

初めに、この補助金制度につきましては、これまで市のホームページや広報及び空き家バン

ク登録時や移住希望者への説明などにより、周知に努めてまいりましたが、市民の多くの方が知らないとの御指摘につきましては、重く受けとめまして、今後におきましては、よりわかりやすい形で一層の周知に努めてまいります。

次に、この制度の目的についてですが、空き家の所有者または移住者等に対して空き家の改修経費の一部や家財道具等の処分費に対し補助することにより、空き家の有効活用及び本市への移住・定住促進を図ろうとするもので、平成29年度より実施しているものであります。

補助対象者といたしましては、まず空き家の所有者については、空き家バンクに登録している者、また所有者以外としましては、20歳以上の者で現に市内に住所を有していない者で市外に5年以上居住している者、空き家バンクに利用登録し、空き家の所有者と賃貸借契約を締結している者、室戸市地域おこし協力隊の任期を終了した者または終了予定の者、10年以上居住する見込みのある者、空き家の所有者との間に相続関係が発生しない者としているところでございます。

次に、補助対象事業は、空き家の改修及び家財道具等の処分に係る事業で、補助金額につきましては、改修は補助率10分の10で、上限額が182万4,000円、また改修の必要がなく家財道具等の処分のみの場合には補助率2分の1で、上限額は10万円となっています。

また、補助要件としまして、改修は昭和56年5月31日以前の建物については、室戸市住宅耐震改修費補助事業で耐震改修を行うこと、また昭和56年6月1日以降の建物については、耐震診断を行い、必要があれば耐震工事もあわせて行うこととしております。

次に、制度の利用状況ですが、制度開始時の平成29年度は2件、平成30年度は0件、令和元年度は8月末時点で0件となっています。

利用状況が伸び悩んでいる背景としましては、移住希望者に単身の方が多く、希望に沿った大きさの空き家が少ないことや、改修は賃貸借契約を結んだ後に行う必要があるため、耐震改修を含めると入居までに時間を要し、すぐに移住し入居したい移住希望者のニーズとは合致しにくいことが上げられます。

一方、空き家所有者からは、補助要件に耐震改修が義務づけられていることから、改修を行うに当たり、自己負担が生じる場合があることなどをお聞きしております。

しかしながら、空き家の所有者にとっては、補助金を活用して住宅の性能の向上や不要な荷物の処分が図れるとともに、家賃収入を得られ、10年後には住むこともできることなどのメリットがありますので、今後におきましては、県担当課への制度の見直しの要望も行うとともに、さらなる制度の周知に努め、同事業の利用促進に努めていきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（塚 喜久美君）** これをもって竹中多津美議員の質問を終結いたします。

これにて日程第1、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、あす11日は大綱質疑であります。午前10時にこの会場に御参集をお願いします。  
本日はこれにて散会いたします。  
どうもお疲れさまでございました。

午後0時39分 散会